

善通寺市立図書館指定管理者  
選定講評

令和元年8月22日

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）は、善通寺市立図書館指定管理者選定に関して、善通寺市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年善通寺市条例第18号）第4条の規定に基づき、被選定者を選定しましたので、次のとおり報告します。

令和元年8月22日

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会

委員長 谷 宣璋

委員 角野 幸治

委員 岸上 善宣

## 1. 審査体制

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会設置条例（平成21年善通寺市条例第1号）第3条第2項の規定に基づき、外部委員3名の委員で構成する委員会が、提案者からの提案書類の審査を行い、指定管理者優先候補者を選定した。

委員会の構成は、次に示すとおりである。

役職	委員名	備考
委員長	谷 宣璋	市民代表
委員	角野 幸治	会社役員
委員	岸上 善宣	税理士

## 2. 委員会の開催経過

委員会は計4回開催した。開催日と主な議題は次に示すとおりである。

委員会	開催日	主な議題
第1回	令和元年5月31日	・ 指定管理者の選定方法について
第2回	令和元年6月13日	・ 募集要項の審議について ・ 仕様書の審議について
第3回	令和元年6月26日	・ 募集要項の審議及び承認について ・ 仕様書の審議及び承認について
第4回	令和元年8月22日	・ プレゼンテーションに関する事前説明について ・ プレゼンテーションについて ・ 優先候補者の決定について

## 3. 応募団体

下記の2団体から応募書類が提出され、必要書類に不備がなく、参加資格要件を満たしていることを確認した。

団体名	団体構成	
丸善雄松堂・TRC共同事業体	代表団体	丸善雄松堂株式会社
	構成団体	株式会社図書館流通センター
株式会社リブネット	代表団体	株式会社リブネット

## 4. 選定結果

### (1) 指定管理者候補者として選定された団体

団体名：丸善雄松堂・TRC共同事業体

（代表構成員）丸善雄松堂株式会社

代表取締役 矢野 正也

(2) 選定の理由

提出された申請書類において、事業計画書、賃借対照表、収支計算書、事業報告書等を審査し、また、プレゼンテーション及びヒアリング審査による面接審査を実施した結果、図書館法第2条に定める目的を達成し、事業計画も施設を有効に活用した多種多様な内容で、市民に対して施設を提供する公共施設としての役割を理解したものとなっていることから、指定管理者として相応しいと判断する。

特に、計画敷地の特性等を活かした図書館施策の展開、図書館の利用促進及び人材育成の考え方については高い評価を得ており、災害発生時における図書館機能の在り方や、移転開館準備時における市民への広報活動など、新図書館運営に対する前向きな姿勢がみられた。

(3) 次順位者として選定された団体

団体名：株式会社リブネット

代表取締役 荒井 宏幸

#### (4) 審査結果

##### 【内容審査】

項目	小項目	主な審査の視点	配点	指定管理者候補者	次順位者
1. 事業全体の考え方に関する提案			180 (60点×3人)	158	140
(1) 基本方針		・本業務の趣旨を十分に理解し、新たな学び及び価値の創造に資する理念、意欲及び熱意を有しているか。	30 (10点×3人)	28	20
(2) 実施体制		・役割分担、責任分担等が明確であり、本業務の安定的な遂行に十分な業務実施体制及び人員配置計画となっているか。 ・職員の資質向上に資する具体的な人材育成・研修計画等が示されているか。 ・地域貢献等に対する考え方が具体的に示されているか。	150 (50点×3人)	130	120
2. 事業全体の考え方に関する提案			600 (200点×3人)	532	438
(1) 実施方針		・本業務の趣旨を十分に理解し、これを実現しうる実施方針が示されているか。 ・施設の効用を最大限発揮させるため、各提供サービスが有機的に連動するよう設計されているか。	90 (30点×3人)	90	66
(2) 資料等の提供		・本業務の趣旨を十分に理解し、利用者の「知性」や「感性」を継続的に刺激する「多様な情報に出会う場」としての資料等の選定の考え方が具体的に示されているか。 ・子どもや若者を中心とした、より多くの市民の生涯学習拠点とすることに資する、資料等の提供方法が示されているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	90 (30点×3人)	78	78
(3) その他の定常的な図書館サービス		・本業務の趣旨を十分に理解し、図書館機能の効用を最大化するための各種サービスの実施が具体的に提案されているか。 ・「“知る楽しさ”を体感する場」を目指した具体的な提案がなされているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	90 (30点×3人)	84	60
(4) イベント等の企画及び運営業務		・「好奇心をはぐくむ場」に資するイベントやワークショップ等の企画及び運営が具体的に提案されているか。 ・施設や周辺地域に継続的に賑わいを生み出すことを目的とした市の資源を活用した工夫が示されているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	90 (30点×3人)	84	60
(5) 利用者に対する考え方		・利用促進や利便性の向上を目的とした積極的な情報発信や、満足度向上に資する取組等について具体的な提案がなされているか。 ・「語りあい・触れあいの場」に資する取組等について、具体的な提案がなされているか。	90 (30点×3人)	72	72
(6) 施設の管理に関する業務	①資料等の調達・設置管理	・指定管理期間を通じて、適切に資料等を調達・設置・管理する方法が具体的に示されているか。	30 (10点×3人)	22	24
	②管理監督	・盗難やトラブルのないよう、施設を適切に管理監督する方法が示されているか。 ・利用者に対して必要な情報を提供し、快適な利用を支援する工夫が示されているか。	30 (10点×3人)	24	24
(7) 市のまちづくりに関する事項		・市の上位計画や関連計画を十分に理解し、市のまちづくりに貢献する取組に関する具体的な提案がなされているか。 ・「文化活動・交流の場」に資するため、市民交流や地域連携等を促す工夫や取組が示されているか。	60 (20点×3人)	56	32
(8) 収支計画		・収支計画の積算は、明確かつ適切なものであるか。 ・経費の節減が期待できる取組はみられるか。	30 (10点×3人)	22	22
3. 移転・開館準備業務			270 (90点×3人)	240	204
(1) 実施方針		・本業務の趣旨を十分に理解し、これを実現しうる実施方針、利用者サービスが示されているか。 ・実現可能性の高い移転・開館準備業務計画となっているか。	90 (30点×3人)	84	84
(2) 運営計画の策定		・本業務の趣旨を十分に理解し、施設の魅力を高め、市民の継続的な利用に資するための運営計画が具体的に提案されているか。	90 (30点×3人)	78	60
(3) 書籍等の選定・調達・設置		・本業務の趣旨を十分に理解し、子どもや若者などの次世代に「学び」や「発見」を提供する選書、市の地域特性を活かした選書等の考え方が具体的に示されているか。 ・利用者の自己啓発を促し、多くの利用者を引き寄せる書籍等の設置方法が提案されているか。	90 (30点×3人)	78	60
4. 技術提案			300 (100点×3人)	260	200
(1) 技術提案		・読書活動推進の取組等について、地域特性や応募団体の創意工夫等を反映した具体的かつ効果的な提案がなされているか。 ・本業務の趣旨を十分に理解し、利用者サービスや施設の魅力向上に資する具体的な提案となっているか。	300 (100点×3人)	260	200

## 【価格審査】

項目	小項目	主な審査の視点	配点	指定管理者候補者	次順位者
5. 価格審査			150 (50点×3人)	147	150
(1) 価格審査		・配点(50点)×(提案価格の最低額/当該提案額)	150 (50点×3人)	147	150

## 【総合得点】

	配点	指定管理者候補者	次順位者
内容審査+価格審査	1500 (500点×3人)	1337	1132

### 5. 指定の期間

令和元年10月1日から令和8年3月31日まで

### 6. 総評

本事業を実施するにあたり、自ら提案した内容に責任を持ち、誠実に遂行するように努め、委員から評価された「図書館サービスの更なる拡充」や「本と触れあう機会の創出」等について確実に実行するとともに、“本と出会い、人がつながり、夢をはぐくむ図書館”の実現に向けた一層のサービス向上に努めていただきたい。

最後に、本事業に参加され、貴重な時間を費やし、真摯に努力いただいた各関係者に対し、心より感謝申し上げますとともに、市民に親しまれ、市民の誇りとなる新図書館が整備されることを祈念する。